

○火薬類取締法等危険物に係る事務取扱要綱の制定について（概要）

（平成 24 年 3 月 12 日 例規第 11 号 神生総発第 41 号）

この要綱は、別に定めのあるもののほか、火薬類取締法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、消防法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律並びに神奈川県警察諸営業、銃砲刀剣類等事務取扱規程に基づき、神奈川県警察で行う火薬類等の危険物の許可等に係る事務手続に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 火薬類取締法に基づく事務

第 1 節 猟銃用火薬類の譲渡許可の取扱い（第 3 条―第 7 条）

第 2 節 猟銃用火薬類の譲受許可の取扱い（第 8 条―第 13 条）

第 3 節 猟銃用火薬類の輸入許可の取扱い（第 14 条―第 17 条）

第 4 節 猟銃用火薬類の消費許可の取扱い（第 18 条―第 20 条）

第 5 節 火薬類運搬証明書の交付事務の取扱い（第 21 条―第 25 条）

第 6 節 立入検査及び知事との関係事務の取扱い（第 26 条―第 29 条）

第 3 章 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく事務
（第 30 条―第 36 条）

第 4 章 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に基づく事務
（第 37 条―第 43 条）

第 5 章 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務
（第 44 条―第 50 条）

第 6 章 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく事務
（第 51 条―第 53 条）

第 7 章 許可通報等の取扱い（第 54 条・第 55 条）

等である。